

しまね防犯サークル SCOT 規約

(名称)

第1条 本団体は、しまね防犯サークル SCOT と称する。

(目的)

第2条 本団体は、ボランティア、地域イベントに積極的に参加し、大学・地域間の交流、連携を深める。浜田市の生活上の問題点等を提起し、改善策の模索を行い、より良い町にしていくことを目的とする。

(会費)

第3条 会費は設けない。経費は、その必要に応じ徴収する。

(役員)

第4条

1. 本団体には、次の役員を置く。
 - 1) 部長 1名
 - 2) 副部長 若干名
 - 3) 会計 若干名
2. 役員は、会員の中から定例会議において選出する。
3. 役員の任期は6ヶ月間とする。但し、再任を妨げない。
4. 役員は、辞任又は、任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第5条 部長は、本団体を代表し、すべての活動を総括する。

副部長は、部長を補佐し、部長に事故等ある場合はその職務を代行する。

会計は、会計事務を処理する。

(会議)

- 第6条
1. 本団体の会議は、定例会議及び役員会とし、部長が召集し、定例会議における議長は部長が務める。
 2. 定例会議は年2回開催する。但し、必要が生じた際は臨時会議を開催する。
 3. 役員会は、必要に応じ部長が召集する。
 4. 役員会の議長は、副部長がこれに当たる。
 5. 会議における議決は、出席者の過半数の賛同による。

(議決事項)

第7条 定例会議は次の事項を議決する。

- 1) 活動計画及び予算
- 2) 活動報告及び決算
- 3) 役員の選任

4) 規約の改廃

役員会は随時開催し、次の事項を協議する。

- 1) 総会に提案する諸議案の作成
- 2) 本団体の目的を達成するために必要な細部事項
- 3) その他重要事項が生じた時は、随時協議を行う。

(会計年度)

第8条 本団体の会計年度は6月1日より始まり、翌年5月31日までとする。

(退会)

第9条 部員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす

- 本人から届出があったとき
- 定例会の決議により除名されたとき

附則

この規約は、平成23年5月23日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和元年11月20日から適用する。